

## インバウンド向けコンテンツ磨き上げ・OTA販促業務委託仕様書

### 1 業務名

インバウンド向けコンテンツ磨き上げ・OTA販促業務

### 2 業務目的

県内の観光コンテンツをインバウンド向けに磨き上げ、OTAへの登録まで一貫した支援を行うとともに、OTA上での販売促進に向けた取り組みを行い、本県へのインバウンド誘客を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

### 4 業務内容

#### (1) 観光コンテンツの選定

- ・磨き上げるコンテンツの選定にあたっては、公募や推薦にて県内観光コンテンツ事業者等を募集するとともに、各事業者に連絡を取り、インバウンド受入に対する意欲、磨き上げへの意欲等のヒアリングを行い、県と協議の上、10以上のコンテンツを選定すること。なお、磨き上げの対象は、昨年度以前にコンテンツ磨き上げ事業等で造成・磨き上げを行った事業者やコンテンツも対象とする。
- ・事業者を選定する際は、福井県へ旅行することが目的となるような、体験・アクティビティ等を優先して選定すること。
- ・各事業者へヒアリングを行う際は事前にヒアリング先やコンテンツ内容を県に相談および報告すること。
- ・コンテンツ選定後、ヒアリング結果や、選定審査結果、選定コンテンツ等の一覧を県に提出すること。

#### (2) 観光コンテンツの磨き上げ

- ・選定したコンテンツを訪日外国人観光客に魅力的に見えるようにインバウンド向けに磨き上げること。
- ・コンテンツ磨き上げを実施する体制について、観光の知見がある者や外国人を含むこと。
- ・現地視察および現地面談、事前評価の検証を行い、コンテンツ磨き上げ案を策定すること。
- ・選定したコンテンツ磨き上げ案について事業者と詳細な設計を行うこと。
- ・選定したコンテンツを磨き上げるにあたって、国の補助金等を活用できる場合には観光コンテンツ事業者に対して積極的に活用を提案し、その支援を行うこと。

- ・コンテンツの磨き上げに関して、必要に応じてワークショップあるいはセミナー、説明会などを開催すること。
- ・観光コンテンツ事業者と連携するため、現地を訪問し磨き上げや商品化に関するアドバイスなどを行うこと。
- ・コンテンツの磨き上げに当たっては、必要に応じて県のインバウンドアドバイザーやインバウンドデスクと連携を取り、県内での継続したサポート体制を構築すること。
- ・磨き上げたコンテンツのうち、OTA未登録のコンテンツについては、委託期間中にOTAサイトまたは受託事業者が紹介する販路においてインバウンド向けの販売を開始すること。
- ・OTA登録に当たっては、各コンテンツのターゲット層に合ったOTAサイトを複数のOTAサイトの中から選択し、事業者に提案すること。
- ・OTA登録に当たって翻訳費用および初期登録費用が発生する場合、その費用は委託料に含めること。
- ・委託期間中におけるインバウンドの販売実績を把握し報告すること。

### (3) 商品化支援（タリフ作成支援）

- ・外国人目線での評価を踏まえて、コンテンツのブラッシュアップを行い、コンテンツタリフを作成すること。
- ・タリフ様式は別添「タリフ様式」を使用すること。
- ・観光コンテンツのタリフの翻訳も委託料に含めること。翻訳は最低限英語、中国語（簡体字・繁体字）に翻訳すること。
- ・タリフ翻訳は、日本語表記と同様のニュアンスとなるよう、機械翻訳ではなく翻訳士またはネイティブスピーカーによるものとする。
- ・タリフに使用する画像はプロカメラマンの撮影した写真とし、インバウンド層の目を惹くインパクトのあるものとする。
- ・作成したタリフは福井県に電子データで提出すること。
- ・タリフについて福井県および福井県観光連盟において旅行博、セールスコール、商談会、ホームページなどにおいて自由に使用することができるように観光コンテンツ事業者の承諾を得ること。

### (4) 観光コンテンツのプロモーション

- ・コンテンツの販売促進に効果的なプロモーション施策を提案すること。
- ・プロモーションに当たっては、OTAやGoogle Mapなどにおけるレビュー投稿数の増加も見込めるような施策を提案すること。レビュー投稿数の増加に向けては、OTA等の定めるガイドラインに沿った手法を用いること。
- ・OTAやGoogle Map上の既存レビューの傾向分析、改善点等の整理を行い、事業者に対し掲載内容の改善案を提案すること。

- ・プロモーションの実施に当たっては、必要に応じて関係事業者から許諾を得ること。
- ・その他、事業者からのインバウンド向けのプロモーションに関する相談があった場合は誠実に対応すること。

## 5 成果物や実績報告書の提出

下記の成果物や実績報告書等を作成し、令和9年3月19日までに電子データで提出すること。

- ① 実績報告書
  - ・コンテンツの選定概要
  - ・磨き上げを行ったコンテンツの概要
  - ・観光コンテンツのプロモーション概要
- ② 作成したタリフデータ
- ③ タリフ作成等に撮影した写真および動画データ
- ④ その他福井県が業務の確認に必要と認める書類および写真等

## 6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 成果品一式の著作権および所有権は、原則として全て福井県に帰属するものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 制作するタリフおよびその様式は納品後に県がライセンス料等追加の費用を支払うことなく自由に複製、配布等公開または改変ができること。
- (5) 上記(4)が達成されるよう、受託者は第三者の著作物を利用する場合、著作権の処理を行う。
- (6) 受託者は、本業務により制作されたタリフおよびその様式に関する著作者人格権を行使しない。

## 7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (3) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。

- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (7) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定のうえ、書面にて確認すること。